

IASCF定款見直しに係る 円卓会議報告

1 はじめに

IASCF財団 (IASCF) は、国際財務報告基準 (IFRS) を作成する国際会計基準審議会 (IASB) のガバナンスを担う組織であるが、そのガバナンス構成や運営方法は、定款に定められている。さらに、その定款は5年ごとに見直すことが定められており、このたびの定款見直しは、2001年にIASCF財団が発足してから2度目の見直しとなる。IASCF財団は、2009年9月に定款変更案を公表し、2009年11月30日まで意見募集を行うとともに、ロンドン、ニューヨーク及び東京で公開の円卓会議を開催した。本報告では、東京の円卓会議の様相を報告する。

2 IASCF財団及び評議員会について

最初に、簡単にIASCF財団及び評議員会について説明する。IASCFは、2001年に国際会計基準委員会 (IASB) より改組され、IASBが設立された際に、その監視を行う上部組織として設立された。IASCFの下に、実際の活動を担うトラスティ (評議員) が

任命され、トラスティは、活動資金の調達、IASB・国際財務報告解釈指針委員会 (IFRIC)・基準諮問会議 (SAC) メンバーの任免、IASBの活動状況の監督等に責任を有する。

評議員会は、22名のトラスティで構成される。任期は3年で、1回の再任は可能である。日本からは、島崎憲明氏及び藤沼亜起氏が就任している。

評議員会のメンバーの選任には、次の2つの要件を満たすことが求められる。

- ・ 地域要件：北米、欧州、アジア太平洋地域より各6名、その他4名。
- ・ 職務経歴要件：監査人 (うち、2名は国際的会計事務所より選出)、財務諸表作成者、財務諸表利用者、学者、公益従事者の各グループより適切なバランスで構成されること。

3 第2回定款見直し

IFRSを採用する国が100か国を超える中で、IASCFのガバナンス強化や説明責任の強化を要請する声がグローバルに高まってきたことから、IASCFは5年サイクルの定款変更の

うち、一部を緊急に対応すべき項目として、2008年中に改訂プロセスを実施した。その内容は、証券規制当局等により構成されるモニタリング・ボードの創設並びにIASBボードメンバーの拡充及び地理的要件の導入であった。この改訂プロセスは、2009年1月のトラスティ会議で承認され、同年2月より発効している。

4 2009年9月提案の内容

2009年9月に公表された定款変更案は、上記2点以外の広範な事項を扱っているが、主に、IASCFの組織ガバナンスの強化、先進市場国及び新興市場国双方の幅広い利害関係者の参加を向上させること、及び業務運営の改善、を目的としており、要点は、以下のとおりとなる。

- ・ IASBの議題設定プロセスの改善
基準設定に係る議題について、IASBと、評議員会及びSACとの協議関係を改善するための変更を提案。
- ・ IASBと他の組織とのリエゾン関係の拡大

会計基準設定主体とだけでなく、基準設定プロセスに関心があるその他の公的な組織ともリエゾン関係を

拡大することが望ましいということ
を強調する意図で、定款の文言をよ
り柔軟にすることを提案。

・ **デュー・プロセスの短縮のため
の手续の設定**

例外的な状況においては、デュー・
プロセスを現行の最低30日よりさら
に短縮することを認めることを提案。

・ **評議員会のメンバー構成の地域
要件の見直しの分布**

評議員会メンバーの要件の地理的
分布に、アフリカ（1名）及び南米
（1名）を追加することを提案。

・ **組織名の変更の提案**

IASC FoundationをIFRS Founda-
tionに、IASBをIFRS Boardに変更す
ることを提案。

5 円卓会議の様相



東京での円卓会議は、2009年10月
21日（水）に日本公認会計士協会に
て行われた。午後に90分ずつ2回の
セッションが生まれ、併せて30人を
超える参加者及び多数の傍聴者が訪
れた。財務諸表作成者、監査人、財
務諸表利用者、基準設定主体、規制
当局等、さまざまな市場関係者が集
まり、また、日本以外からは、韓国、
香港、オーストラリアからの参加が
あった。評議員会側は、日本からの
トラスティである島崎氏、藤沼氏、
オーストラリアのトラスティである

ルーシー氏、また、IASCFの事務局
長であるサイデンスタイン氏、事務
局のフェルドマン氏が参加した。

5-1 金融庁三國谷長官の挨拶

午後の最初のセッションの冒頭に、
金融庁三國谷長官がスピーチを行っ
た。三國谷長官は、8年前にロンド
ンで開催されたSACに参加したとき
のことを振り返って、その会議で、
対話の必要性と会計基準の実務上の
適用可能性について発言したことを
今でも覚えていると語り、それ以来、
単一の高品質なグローバル会計基準
に向かって著しい進展があったが、
それゆえに対話の重要性は著しく高
まったと述べた。三國谷長官のスピー
チの主なテーマは、会計基準設定主
体がデュー・プロセスを確保し、関
係者と対話をすることの重要性、及
び規制当局の責任であった。

デュー・プロセスと対話の重要性
に関し、金融庁が2009年6月に公表
したロードマップに触れ、2012年に
日本におけるIFRSの強制適用を決め
るための要素の中でも、特に重要な
ものは、適切なガバナンスがIASB
とIASCFの双方において達成されて
いることであると述べた。さらに、
世界中のすべての関係者が、自分た
ちの見解を述べる機会を平等に与え
られなければならないし、見解を形
成する前に十分に基準を検討する時
間も与えられなければならないため、
デュー・プロセスを簡略にしたり、
完全になくしたりすることは全く受
け入れられないと述べた。

規制当局の役割としては、金融庁
は、米国証券取引委員会（SEC）等
とともに、モニタリング・ボードの
一員であり、今後もIASCFのガバナ



ンス向上に向け、全力を尽くすとし、
最後に、円卓会議での活発な議論を
期待してスピーチを締めくくった。

5-2 円卓会議での議論の様相

藤沼評議員が、円卓会議の司会進
行を行った。まず、参加者が各々の
意見を述べ、一巡した後で、特に議
論が集中した事項について改めて意
見を求めるといった形が採られた。

特に議論が集中した事項について、
以下に取り上げる。

・ **デュー・プロセス**

今回、例外的な状況において、よ
り短期間のデュー・プロセス期間を
認める権限を、評議員会に与える条
項を追加することが提案されている。
IASBのデュー・プロセス・ハンド
ブックでは、最短のコメント期間は
30日と定められているが、例外的な
状況において、評議員会に正式な要
請を行い、評議員会からの事前承認
を得た場合にのみ、コメント募集期
間を、30日より短い期間にでき
るようにしようという内容である。し
かしながら、いかなる場合でもコメ
ント募集を行わないことはできない、
とも提案されている。

この提案に対しては、ほとんどの
参加者が意見を述べたが、その多く
が、30日は必要最低限であり、これ

を確保すべきであるというものであった。この条項を追加すること自体は反対しないが、運用に留意すべきといった意見もあった。

・ 資金調達

資金調達については、今回の定款見直し案では具体的な提案はなされていないものの、デュー・プロセスに対する意見と同様に、多くの参加者から意見があった項目である。IASCFの運営資金の拠出問題は、IASCF及びIASBの独立性の確保の観点からも重要かつ喫緊に解決を要する課題である。現在のIASCFに対する資金拠出は、少数の国が多額の拠出をしている状況であり、この現状に対してさまざまな意見が聞かれた。

主な意見は、世界中でIFRSが適用されているが、便益を受けている国は等しく負担するべきである、現在の応能主義から応益主義を加味して決定すべき、最低基本料プラス応益性を加味した体系を作ることが必要、任意の寄付ではなく、賦課方式にすべき、などであった。



・ 名称変更

提案では、IFRSという基準の名称と、その作成主体である組織名（IASB）が一致していないことから混乱が生じているため、IASBをIFRS Boardに、また、IASCFをIFRS Foundationに変更することが提案さ

れている。

これに対し、IASBは既に確立したブランドである、また、コストを要する、等の理由から変更する必要はない、という意見が出された。また、各国の基準設定主体の名称も、「会計基準」委員会などから「財務報告基準」委員会などに変更しなければならない、という意見も聞かれた。

・ IFRIC

IFRICはIFRSの解釈指針を公表する機関であるが、年間数本のペースで解釈指針を公表しており、米国のEITFと比較すると、公表物の本数は相当に少ない。IFRICに関する定款の変更も今回は提案されていないが、日本におけるIFRS適用を視野に入れた発言が相次いだ。適切かつタイムリーな解釈を公表すべき、アジェンダが特定国の事象に偏りすぎている、といった意見が出された。

・ サテライト・オフィス

サテライト・オフィスの設置については、公式に承認されたわけではないものの、2011年頃に、北米及びアジアに1つずつ設置するということが検討されており、アジアにおいては、東京のほかに、香港やシンガポールも候補の1つとなっている。今回の定款見直し案では、サテライト・オフィスに関する提案はなかったが、最初のセッションでは、東京誘致を要請する声が相次いだ。

しれない。しかし、2009年の金融危機を契機に、公正価値会計がこの危機の原因であるという議論や、露骨な政治的圧力により、デュー・プロセスを経ることなく会計基準が変更されるという事態を目の当たりにし、IASCFのIASBに対するガバナンスの役割は、否応なく重要性を増している。「会計基準は何のためにあるのか」、「会計基準は誰が作成すべきなのか」といった根本的な問題が我々に突き付けられているともいえよう。会計に携わる者1人1人が、この問題について向き合い、IASCFの活動に関心を持ち、貢献していくことは、より品質の高い会計基準の作成につながっていくものと考えられる。

（業務本部 IFRSデスクグループ長・
公認会計士 児嶋和美）

6 おわりに

日頃、IASCFの活動については業務に直結しないことから、あまり関心を持ってこなかった方も多いかも